

審 査 基 準

平成 2 2 年 4 月 2 3 日作成

法 令 名 : 自動車の保管場所の確保等に関する法律 (6 - 2)
根 拠 条 項 : 第 6 条第 1 項
処 分 の 概 要 : 保管場所標章の交付
原権者 (委任先) : 警察署長
法令の定め : 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第 4 条 (保管場所標章の交付の手續)
審 査 基 準 : (判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。)
標準処理期間 : 第 4 条第 1 項の政令で定める書面を交付した場合には 7 日 (行政庁の休日は含まない。) 第 5 条の規定による届出を受理した場合は 1 日
申 請 先 : 保管場所の位置を管轄する警察署の交通課窓口
問 い 合 わ せ 先 : 警察署 交通課
備 考